

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター契約監視委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年1月17日閣議決定）に基づき、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（以下「センター」という。）の契約の点検及び見直しを行うため、センターに国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター契約監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、監事及び外部有識者で構成する。

2 外部有識者は、厚生労働大臣の了解を得た者とする。

3 委員は理事長が指名する。

4 委員の任期は、理事長が指名した日から当該指名した日の属する年度の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委任の任期は、前任者の残任任期とする。

5 委員は、再任されることができる。

(開催)

第3条 委員会は、監事が招集し、その議事を整理する。

2 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。ただし、緊急その他やむを得ない事情があり、委員会が開催できない場合は、委員への書類の回議をもって、委員会に代えることができる。

3 委員会の議事概要については、委員会の終了後速やかに、議事概要を公表する。

(審議案件及び審議事項)

第4条 委員会においては、次の各号に掲げる事項を審議する。

一 当該年度末までに契約が締結された調達案件及び締結が予定されている調達案件であって、前回の調達において競争性のない随意契約であったもの 契約事由及び契約価格の妥当性並びに一般競争入札への移行の可否並びにその改善方策の妥当性

二 当該年度末までに契約が締結された調達案件及び締結が予定されている調達案件であって、前回の調達において一者応札・応募となったもの 競争性の確保のための改善方策の妥当性

三 当該年度末までに契約が締結された新規調達案件及び締結が予定されている新規調達案件（第一号及び第二号に掲げるものを除く。）契約方式の妥当性及び競争性確保のための改善方策の妥当性

四 その他委員会が審議を要すると認めた契約

(委員の除斥)

第5条 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、監査室において行う。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年2月24日から施行する。

附 則 (平成27年細則第2号)

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。